



# 長野県報

9月15日(木)  
平成23年  
(2011年)  
第2302号

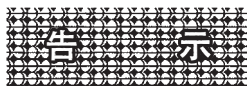
## 目次

### 告示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康長寿課) .....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(健康長寿課) .....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康長寿課) .....	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可(生活排水課) .....	3
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) .....	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) .....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	5
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) .....	5

### 公告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室) .....	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課) .....	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(経営支援課) .....	7
都市計画の変更案に係る公聴会の中止(2件)(都市計画課) .....	8
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施(2件)(建築指導課) .....	8
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) .....	9
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課) .....	9
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築指導課) .....	10
警備業法に基づく機械警備業務管理者講習の実施(生活安全企画課) .....	10
特定調達契約に係る落札者の決定(情報管理課) .....	11
一般競争入札(医療推進課) .....	11
一般競争入札(高校教育課) .....	12
正誤(2件)(森林づくり推進課) .....	13



### 長野県告示第639号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
佐久平こころのクリニック	佐久市佐久平駅南14-6 新日本ビル102	平成23年9月1日
そうごう薬局豊科店	安曇野市豊科5731-17	平成23年9月1日
さくら薬局長野東口店	長野市栗田西番場241-2	平成23年9月1日
せき薬局宿岩店	南佐久郡佐久穂町大字高野町720-10	平成23年9月1日
アガタ薬局	松本市県1-7-19	平成23年9月1日
寺島薬局佐久インターウェーブ店	佐久市小田井613-1	平成23年9月1日

健康長寿課

### 長野県告示第640号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
大手薬局 諏訪市大手1-16-6	クオール大手薬局 諏訪市大手1-16-6	平成23年8月1日

健康長寿課

### 長野県告示第641号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
寺島薬局長野松代店	長野市松代町西寺尾上高相1214	平成23年7月10日
アガタ薬局	松本市県1-7-19	平成23年8月31日

健康長寿課

**長野県告示第642号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施行者の名称

岡谷市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

岡谷都市計画下水道事業 岡谷市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和50年1月9日から

平成25年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成8年長野県告示312号の事業地のうち岡谷市川岸上三丁目を削る。

## (2) 使用の部分

昭和50年長野県告示第10号、昭和54年長野県告示第266号、昭和57年長野県告示第606号、昭和59年長野県告示第544号、昭和59年長野県告示第776号、昭和62年長野県告示第254号、平成3年長野県告示第407号、平成5年長野県告示第28号、平成8年長野県告示第312号、平成11年長野県告示第277号及び平成16年長野県告示第333号の事業地に岡谷市字西峠、字大久保、字樋沢、大字川岸字飛曾、字大洞日影、字上ノ手屋敷、字上溝、字大洞上ノ手屋敷、字洞口、字大洞及び大字湊字追平を加え、岡谷市字大化木を削り、岡谷市字西山、字西林、字横手上、字ヨキトギ、字芦ノ沢、字内山、字突山、字半ノ木、字雨ノ峯、字欠ノ久保、字化木、字神長、大字川岸字北原、字大洞口及び大字湊字若宮地内において事業地を変更する。

生活排水課

**長野県告示第643号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

大町市八坂字沢口11775のイ、11775のロ、字柳畑ケ11779のイ、字方かり11779のロの1、字沢口ノ奥11779のロの2、11779のロの3、字大方がり11930のイ、11930のロ、11930のロの2、11932のロ、字中方刈道下11933のロの2、11936のロの10、字扇平11940、11941、12016、字柿ノ木畑11944、字家ノ下11975のハ、字中新代12001のイ、12002、12003のロ、12004のイ、12004のロ、12005の1、12007から12010まで、字大新代12001のロ、12012から12015まで、12017の1、12017のロ、12021、字大新代道下12011のロ、12018のロの1、字大新代道上12020のロの1から12020のロの3まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第644号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字木曾平沢字南原2324の73（次の図に示す部分に限る。）、2324の84

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第645号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字西條1613の1、1613の2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第646号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡白馬村大字北城字由久保19456のロ、19467、19468、19544、字フスノ久保19546の1、19546の2、19546のハ、19547の1、19547のロ、19547のハ、19548、19549の2、19549のイ、19549のロ、19550、19551の1、19551の2、19555、19556の1、19556のイの1、19556のロ、19557のイ、19557のロ、19557のハ、19557のニ、19558の1、19558のロ、19559の1、19559のロ、19560、19561のイ、19561のロ、19561のハ、19561のニ、19562、19563の1、19563の2、19564のイ、19564のロ、19565の1、19565の2、19566、19567、19569、19570、19571の1、19571のハ、19572、19573のイ、19573のロ、19574、19575、19576の1、19576のロ、19577から19580まで、19583の1、19585の1、19585のロ、19586の1、19586の2、19587の1、19587のイ、19588のイの1、19588のイの2、19588のロ、19589の1、19589のロ、19597、19599のイ、19600から19602まで、19603のイ、19603のロ、19604の1、19605、19606、19607のイ、19607のロ、19608、19609のイ、19609のロ、19610から19613まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第647号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び飯田市役所に備え置きます。

平成23年9月15日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
羽場2号(追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱13号から17号を順次結んだ線、	飯田市	羽場赤坂		2021番37	13号
	標柱13号と19号を結んだ線、	〃	〃		1793番1	14号
	標柱18号と19号を結んだ線、	〃	〃		1795番	15号
	標柱18号と昭和60年4月4日長野県告示第319号で指定した羽場2号(追加)急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号を結んだ線、	〃	〃		1861番2	16号
	標柱1号と2号を結んだ線及び標柱2号と右に掲げる地番の土地に存する標柱17号を結んだ線に囲まれた区域。	〃	〃		1791番	17号
		〃	〃		2024番5	18号
		〃	〃		2025番2	19号

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第14号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年9月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北支部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年9月15日

長野県佐久建設事務所長 木賀田敏文

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東部望月線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市印内字下里坊729番の6地先から佐久市印内字下里坊727番の1地先まで		旧	8.0~10.4 m	0.0620 km
同上		新	11.0~13.4	0.0620

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年9月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年9月15日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東部望月線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東御市下之城字十郎314番の9地先から 東御市下之城字京免上1573番の3地先まで	旧	5.0~14.0 m	1.5432 km
同 上	新	5.2~37.3	1.5432
		10.5~37.3	1.5600

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年9月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年9月15日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 路線名 東部望月線
- 2 供用を開始する区間  
東御市下之城字下宮前236番地先から  
東御市下之城字大仁反91番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年9月15日

道路管理課

選告示第49号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成23年9月15日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表中

を

に改める。

35,155	35,154
359,620	359,613
7,501	7,469
22,840	22,822
17,586	17,539
8,809	8,784
6,626	6,610
9,081	9,081
7,092	7,070
104,279	104,356
64,683	64,705
46,432	46,448
20,515	20,485
28,402	28,408
13,793	13,789
19,479	19,453
11,831	11,848
18,857	18,867
9,087	9,087
19,163	19,129
8,330	8,334
7,323	7,280
21,484	21,479
18,161	18,195
38,273	38,350
21,454	21,419
8,368	8,376
26,468	26,517

選挙管理委員会